

明治中期における地方私立銀行の形成過程

——合名会社阿波銀行の業績——

伊 丹 正 博

1. はじめに

明治20年代におけるわが国の銀行制度は、発足間もない日本銀行が銀兌換券の発行をはじめた直後で、中央銀行制度はその端緒についたばかりであった。したがって、初期の銀行制度の中核をなした国立銀行は、分散的発券制度下の発券銀行としてその役割を終え、実質的には私立銀行と同じ普通銀行への転換途上にあり、国立銀行の名称が消えることで私立銀行という便宜的な呼び名を使用する必要もなくなりつつあった時期である。しかし、国立銀行153行の中には営業満期までの年数を残しているものも未だ多く、新しく貯蓄銀行として発足するものもあり、いわゆる銀行設立ブームを迎えたのが20年代初頭であった¹⁾。

さらにこの時代を画するのはわが国初めての資本主義的経済恐慌の勃発である。銀行とともに鉄道・紡績業が設立ブームを迎えていたが、明治23年にその破綻が到来し、好況は一気に崩れ、初期的な過剰生産恐慌を引き起こしたわけである²⁾。近代資本主義国家を建設するためには、言わば不可避のハードルであったが、個々の企業にとっては浮沈に関わる大問題となった。こうした状況の下で有力な一つの私立銀行が倒れ、実質的には東西二つの銀行への分割となったが、元の名称を継承した東の銀行は結局以前の状態を回復できないまま、西の銀行に吸収されてその名は名実共に消失する。この有力な私立銀行とは、徳島市に本店を置き、東京をはじめ大阪、福島、和歌山などに支店・出張所を設けて、明治十年代から二十年代はじめにかけて、財閥系の三井銀行に次ぐ、私立銀行中第2位の地位を築いた久次米銀行のことである³⁾。創立者の久次米家は阿波藩の有力豪商として成長し、維新後は地方財閥として製藍業と木材業を中心に全国的な産業活動を展開した企業家である。銀行業は近代以降の同家の有力事業であったが、藍・木材両業種の斜陽化と失敗が銀行経営の破綻となって露呈したものである⁴⁾。

本稿では、巨大地方私立銀行としての久次米銀行は消失したが、その過程で生まれた一つの銀行が、久次米銀行経営の経験を生かしてより近代的で安定した地方銀行として形成されて行く初期過程を分析的に概説するものである⁵⁾。

2. 無限責任会社阿波銀行の設立

2.1 久次米銀行の整理問題

(1) 旧久次米銀行と関西部

旧久次米銀行の整理分割については、明治25年にまとめられた『調査書』が、整理時の資産構成など数量的な面で詳しいが、冒頭に記されている分割に至る経緯が簡潔に良くまとめられているので、先ずそれを紹介しておこう。

……本行開業以来、世上ノ信用非常ニ宜シク、月ニ日ニ事業増進スルニ至リタル原起ハ、銀行資産ノ豊カナルニアラズシテ、一ニ株主ニ資産家多キト重役当任者其宜シキトニ抛リ、実ニ今日ヲ致スニ至リタルト相信シ候。然ルニ重役諸君ハ銀行資産負債ノ現在及損益ノ如何ハ区々御豫知トハ存候得共、将来半季決算ヲ報告スルノ日ニ當リ、萬一損益収支相償ハサルノ不幸有之場合ニハ、如何ニ株主資産ノ多キ重役其宜シキヲ得ルモ、或ハ由々シキ憂ヒヲ来スルヲ豫メ推考シ難キ事ニ有之、然ニ今日ニ於テ豫メ右取調ヲ為シ、之レニ依テ方針ヲ定メ、可成丈半季決算宜シキヲ得ルニ至ル様相成候得ハ、銀行ハ今日ヨリ信用猶倍蓰ヲ以テ株主諸君安堵セラル、ニ至ルト愚考仕候ニ付、職分外ニハ候得共、過日来之レカ編製ニ着手致シ居候処、漸ク充分ナラズ候得共、出成致候間、別冊拜呈仕候ニ付、願クハ御一見御執務上御参考ノ一トモ相成候得共、不肖之喜過之候ハゞ、不敬不顧謹テ茲ニ白ス

當事集□

と述べられている⁶⁾。

久次米銀行東西分離の経緯についてここで概要だけ述べておくと、明治24年5月30日に休業を余儀なくされた同行は、6月17日に主要株主の中から整理委員15名（徳島本店11名・東京支店2名・大阪支店1名・淡路洲本支店1名）を選任して、7月末を目標に整理・維持方法を取りまとめることにした。整理委員は早速調査に取りかかり、7月8日に債務の整理と銀行維持の方法を公表したが、債権者の納得を得るまでには銀行役員や主要株主による粘り強い説得を必要とした。さらに小口預金の一時払い要求に対して、百円以下の預貯金全額支払いを条件に9月1日に営業を再開し、9月20、21日に開催の臨時株主総会において了承された仮契約書は次のようなものであった⁷⁾。つまり、関西部株主全体の代表権を持つ三木六三郎・坂東安一と、関東部の主要株主である久次米兵次郎代田村英二及び関東部株主総代の永平寺代宏虎童、同じく株主総代の森田忠兵衛・太田徳三郎・山本金蔵・林謙吉郎・茂木久之・渡辺米三郎との間で仮契約したもので、その内容は、久次米銀行本支店の資産・負債を関東関西に区分して、それぞれの株主が所属する部の資産・負債

の全体を引受け、将来相互に独立の営業を営むこととする。関東部は久次米銀行を名称と共にそのまま継続し、関西は分離して行名は適宜他の名称を使用することとなっている。

そうしてこの分離契約により、関東関西各部の株主はそれぞれ所属の部の負債に対する債権者が、その所属部の株主にのみその権利の執行を維持し、他の部の株主に対しては権利を執行しないという承諾書を各自に差し出させ、それを一括して東西分離契約書の交換と同時に各部の株主間に交換して置くべきだとしており、さらに、関西部所属の債権者一同に対しては、本店株主整理委員が尽力して、既に債務支払の目処が付いて債権者の承諾を得ていても、関東部の債権者に対しては負債償却方法が未定なので、この仮契約をした上は、関東部に関わる株主や整理委員は、その所属負担の負債償却方法を債権者と協議して承諾を得、本契約を取り交わすまでは、債権者を怒らせるような勝手なことをしないように責任を持つ義務があるとして、東西同時同等の解決を強調している⁸⁾。

この結果、阿波銀行発足に際して関係株主に送られた「契約証」によると、無限責任の私立銀行である久次米銀行の休業により、その預かった現金・有価証券等は支払い督促を受け、その償却方法として同銀行を関東（東京支店・郡山支店）関西（徳島本店・大阪支店・淡路洲本支店）に分離し、本支店間の資産・負債を両者に分け、関西部に属する株主は関西部が取扱った資産・負債全体を引受け、銀行の名を改め、継続して独立の営業を営むことに決定したので、関西部に対する負債を全て今後は関西部に属する株主がこの継続銀行（新・阿波銀行）とともに連帯して負担する義務があることを指摘している。これは明治25年2月9日付けで阿波銀行頭取三木與吉郎以下役員と株主の署名捺印の謄写版印刷に阿波国同盟債権者代表人吉見宗二以下10名が署名捺印したものである。

（2）阿波銀行設立に至る経過

——阿波銀行への継承——

久次米銀行関西部を継承した新「阿波銀行」の発足までの経過を関係史料を中心に見てみると、東西分離についての了解を株主に取り付けた後、関西部は徳島の久次米銀行本店を新銀行の本店とし、行名を「阿波銀行」とすることを決めている。徳島の地において「阿波銀行」という名称が初めて公的に登場したことになる。少し後には阿波農工銀行が設立されるが、地元金融機関名に「阿波」を付けた最初であると言ってよい⁹⁾。

資本金は107,000円、株主中の持込金35万円を併せて銀行業務を営む計画で、設立委員に選ばれた西野謙四郎・梶浦浅太郎・大西角平・岡田玄吾・坂東俊吉の5名は直ちに定款作成に着手、横浜平沼銀行の定款をモデルにしたが、施行間近い商法に抵触しないよう気

をつかったようである¹⁰⁾。

明治24年11月25日に臨時株主総会を開き、定款及び申合規則を決議し、翌々27日に、設立委員から徳島県知事へ銀行設立願いを提出、意外に日数を要したが、翌25年1月8日付けの徳島県指令甲市第六式四号を以て認可が下りたので、本店は2月9日、大阪支店と洲本支店は2月13日に開業した。なお、旧久次米銀行の店舗では、この他に池田出張所・桑川出張所（現・川島町）・日和佐出張所を継続したが、勝浦郡・名西郡の両出張所は廃止した。

銀行役員構成については、25年1月11日の株主総会において取締役の選挙を行い、坂東俊吉・美馬儀一郎・西野謙四郎・三木與吉郎・坂東安一・星合長蔵・西野平吉の7名が選ばれ、さらに互選の結果、三木與吉郎が頭取、西野謙四郎が副頭取心得に決定、また美馬儀一郎と坂東安一が支配人を兼任することになり、これらの選任事項を1月26日付けで直ちに徳島県知事と徳島市長へ届け出ている。

1月11日の株主総会で定款を増補して監査役の職制を設け、3月15日に徳島県知事へ願い出たところ、同月26日付け徳島県指令甲市第貳式七号を以て認可が下り、早速、監査役の選挙を行って、久次米定則・三野甚吾郎・富永林重郎3名が当選就任した。

2.2 阿波銀行の発足

阿波銀行の開業当初の状況を、定款や考課状などから見てみよう。まず、定款の頭書に付けられた「阿波銀行設立趣意書」を次に掲げておく¹¹⁾。

我々等ハ従来久次米銀行株主タリシカ、同行整理ノ都合ニヨリ、関東（東京支店郡山支店）関西（徳島本店大阪洲本両支店）ノ両部ニ分離シ、以テ其資産及負債ヲ各部ニ分割シ、互ニ其所属ノ株主ニ於テ之ヲ負担シ、独立営業スル事ニ決定シタリ。依テ我々等ハ即其關西部ニ属スル所ノ株主ナルヲ以テ、将来同行ト相離レ、茲ニ阿波銀行ヲ設立シ、一致戮力私立銀行ノ業務ヲ開キ、偏ニ確實ヲ旨トシ、一ハ金融ノ発達ヲ補（ま）ケ、一ハ資産ノ増殖ヲ計リ、以テ公私ノ福利ヲ併進センコトヲ希図ス。是レ本行ヲ設立ス所以ナリ。

次に、定款等から創立当初の状況をまとめてみよう。商号を「阿波銀行」とし、徳島県徳島市大字船場町百八拾番屋敷に本店を設置、支店は大阪府大阪市西区西長堀北通式丁目式拾六番屋敷及び兵庫県淡路国洲本外通町五丁目拾壹番屋敷の2カ所に設置された。

資本金107,000円（1,070株）、株主は無限責任であるが、旧久次米銀行関西部の債務を

負っているため、これらの債務を完済するまでは、株式の売却・譲与はできない（第5条）。したがって、阿波銀行株式券状には、「久次米銀行関東関西ニ分離シ其資産及負債ヲ各部ニ分割シ其所属ノ株主ニ於テ負担シ独立営業スル事ニ決定シタルヲ以テ茲ニ阿波銀行ヲ設立シタリ……………殿ハ久次米銀行関西部ニ属スル壹株即金百円ノ株主ナルヲ以テ茲ニ旧久次米銀行株式券状ト引替此阿波銀行株式一個ヲ付与スルモノ也」と表面に記載され、裏面には、「一、此株式ハ定款第五条ニヨリ久次米銀行関西部ニシテ分離以前ニ係ル債務ヲ完済セサル内ハ他ヘ売却又ハ譲与スル事ヲ得ス」と記載されている¹²⁾。

営業期限が、設立認可より8ヵ年となっている（第七条）以外は、ほとんど一般の銀行の営業と変わらないが、無担保貸付は一切認めない（第拾弐条）としていることが特徴であろう。また、先述したように関西部の負債返済のため、株金以外に株主有志に持込金の提供を求め、35万円が持ち込まれていることから、この持込金の取扱いについて第14条以下に規定されており、「持込金領収証書」が発行され、百円一個で株券と同一の権利を有すると決められているが、負債完済までは無利子であること、百円未満の持込金は株金と権利は同じだが投票権は無い。持込金の償還は営業満期後、全債務支払い後銀行所有財産の処分償還するとし、この持込金償還後に、株金に対し剰余金を払うとしている（第16～17条）。なお、この持込金の各株主の負担金額は次の通りである¹³⁾。

表1. 各株主負担持込金上位一覧

美馬儀一郎	95,000円
西野嘉右衛門	50,400
三木與吉郎	35,000
山西庄五郎	31,000
須見千二郎	23,600
西野永二郎	20,000
富永林重郎	16,500
坂東香取	16,500
星合長蔵	6,000
大西角平	5,500
坂東安一	5,000
久次米定助	3,000
西野平吉	2,500
郡 栄二	2,054
西野謙四郎	2,000
坂東儉吉	2,000
細井愛蔵	2,000
多田民蔵	1,800
(その他 81名)	23,415
合 計 99名	343,269

(注) 第1回・第2回考課状による。
 西野一族4家を合計すると、74,900円となる。
 持込金負担株主数は、明治25年上半年では99名、
 下半年では97名である。

この株主持込金（維持金）の出資は、関西部の株主にとって決して容易なことではなかったようだ。出資株金の上の二重の負担だからである。したがって、株主中には全く負担しなかった株主も何名かおり、高額株主が小額しか負担せず、小額株主が多額の維持金を負担している例もある。ともかく55%の支払いのためにはこの持込金が必要であったので整理委員はかなり苦勞したようである。東京の債権者は関西部の負担分55%の支払いがないと東西分離に同意しないともしも言い出したようで、すでに新・阿波銀行の発足を控えていた関西部の株主には大きな障害とも成りかねなかったが、幸い分離問題は政府の許可を要せず、地方庁への新定款の届け

出で済むことが分かり、後は予定通り進めることが出来たのであった¹⁴⁾。

2.3 資産負債の引き継ぎ

関西部に属する資産負債の引受けは、開業に先立つ明治25年2月6日に行われたが、預金債務の支払い55%に充てられた341,319円は、株主99名によって維持金として出資した持込金で、これによって債務は支払済みとなっている。その残額は、約定預金150,122円78銭4厘に振替えられ、阿波銀行発足後は「割払借入金」に振替えて4～5年以内に弁済することになっていた¹⁵⁾。

表2. 資産負債高引受書

資 産 金 額		負 債 金 額	
円 厘		円 厘	
諸公債証書	97,383.309	日本銀行雑勘定	10,409.475
印紙類買入元金	12,877.212	徳島印紙元売捌所	40,987.630
貸付金	219,419.056	当座預金	2,596.174
滞貸付金	64,745.013	定期預金	2,671.502
当座預金貸越	43,871.976	別段預金	861.000
預ヶ金	260.557	約定預金	150,122.784
雑勘定	1,959.487	貯蓄預金	2,406.170
地所	202.623	振出手形	54.000
家作土蔵	5,045.499	小口当座預金	503.595
質物流込	3,184.605	他店勘定5ヶ所	15,401.595
什器	874.250	株金	107,000.000
各出張所4ヶ所	3,639.414	23年下半季割賦金支払未済	45.000
関西部久次米銀行損失金	202,164.867	債務支払元金	341,319.000
金銀勘定	18,750.055		
総 計	674,377.925	総 計	674,377.925

(出所)「久次米銀行関係史資料」による。注15) 参照

3. 初期阿波銀行における業務の進展

3.1 阿波銀行の営業状況

阿波銀行としての営業は数年に満たないが、極めて重要であると思われるのは、その期間が阿波商業銀行発足の準備期間あるいはステップとなったと考えられるからである。

この期間の阿波銀行の業務の推移を初期の考課状により眺めてみよう。第1回実際報告によると、明治25年1月25日に徳島県下印紙類元売捌きについて徳島県知事へ願い出て許可を受け、さらに本店において徳島本金庫所属の桑川日和佐両支金庫の、洲本支店において神戸本金庫所属の洲本市村両支金庫事務代理について、25年4月1日から1カ年の約定を日本銀行と締結している¹⁶⁾。

さらに、「本支店営業景況ノ事」に記載された初年度の営業状況は、明治25年が恐慌後の経済不振の時期で、金利は最低で金融不活発であり、阿波銀行も漸次信用高まりつつあったが、有担保以外の貸付はできない（定款第12条）ことから、本店では特に資金運用が困難なため、主として大阪支店へ送金して運用するという方策を取っている。つまり大阪支店は専ら担保割引貸付金を主としていたことと、送金及び為替金の業務の取扱いが多かったからであろう。しかし何分にも金利が低いため利益が充分あがらなかったようである。また、洲本支店の場合は、兵庫県の支金庫事務と印紙の代理売捌事務を主とし、併せて送金・為替金の取扱いもあったが、利益は最も僅少であった¹⁷⁾。

以下に資金の吸収とその運用について少し見ておきたいが、この半期は本支店の開業日が違うためやや変則的である。先ず、大まかな資金の動きだけをかかげてみると、金銀出納は、

本店（営業日数 122日）

1,491,918.54円（当半期入金高）

1,474,486.64円（当半期出金高）

大阪支店（営業日数 118日）

1,510,206.14円（当半期入金高）

1,507,207.67円（当半期出金高）

洲本支店（営業日数 119日）

424,536.32円（当半期入金高）

419,191.09円（当半期出金高）

となっている¹⁸⁾。

これを翌年の26年上半期と比較してみると、

本店（営業日数 149日）

1,620,267.71円 （当半期入金高）

1,626,955.58円 （当半期出金高）

大阪支店（営業日数 150日）

1,823,268.56円 （当半期入金高）

1,820,680.49円 （当半期出金高）

洲本支店（営業日数 101日）

325,766.21円 （当半期入金高）

328,950.00円 （当半期出金高）

となり、営業日数の違いから絶対額は増えているが、1日平均で見れば明らかに僅かながら減少している¹⁹⁾。ただ、本支店間の役割としてみれば、大阪支店に営業の中心があり、本店洲本支店は公金の受入れ等資金吸収に努め、大阪へ送金して運用を図ったと考えられる。つまり、次の表でも分かるように、公金の預かりは洲本支店と本店である²⁰⁾。

表3. 本支店諸預り金の推移

預金種別	店 別	25年上半期	25年下半期	26年上半期
国庫預金		円	円	円
	本店	入 39,286	入 77,485	入 33,098
		出 37,789	出 76,381	出 33,098
	洲本支店	入 134,285	入 93,350	入 105,457
		出 130,813	出 90,238	出 105,457
御用振出手形	洲本支店	入 5,982	入 116	入 689
		出 5,982	出 116	出 689
定期預金	本店	入 24,115	入 40,477	入 58,171
		出 2,212	出 16,347	出 10,860
	大阪支店	入 116	入 116	入 3,116
		出 0	出 0	出 0
	洲本支店	入 842	入 206	入 130
		出 766	出 76	出 130
当座預金	本店	入 484,530	入 670,565	入 651,830
		出 367,032	出 604,542	出 522,080
	大阪支店	入 146,256	入 179,294	入 199,349
		出 136,149	出 164,560	出 188,234
	洲本支店	入 12,694	入 13,788	入 12,917
		出 10,607	出 10,140	出 12,917
別段預金	本店	入 6,861	入 19,101	入 7,878
		出 3,760	出 16,100	出 7,700
	大阪支店	入 -	入 -	入 7
		出 -	出 -	出 -
	洲本支店	入 798	入 32	入 594
		出 766	出 -	出 594
小口当座預金	本店	入 17,289	入 44,673	入 55,887
		出 5,606	出 23,532	出 30,028
	大阪支店	入 1,850	入 3,117	入 3,810
		出 914	出 1,407	出 2,338
	洲本支店	入 2,608	入 4,058	入 5,332
		出 1,327	出 3,086	出 5,332
振出手形	本店	入 354	入 6,784	入 18
		出 300	出 6,766	出 18
	大阪支店	入 33,000	入 10,000	入 620
		出 33,000	出 10,000	出 620
	洲本支店	入 100	入 1,840	入 2,796
		出 -	出 1,240	出 2,796
貯蓄預金	本店	入 1,620	入 668	入 *167
		出 952	出 500	出 8
	大阪支店	入 690	入 7	入 *7
		出 683	出 -	出 -
	洲本支店	入 97	入 55	入 41
		出 42	出 13	出 41

(注) 第1回～3回考課状による。貯蓄預金は元久次米銀行の引受けに係わるもので払戻の通知をしても受取請求がないので、無利息で別段預金に振替えている。

これでも、ほぼ洲本支店と本店の国庫金の預かりと、当座預金（小口を含む）の本店・大阪支店に資金移動があるだけで、他の勘定項目はほとんど僅かしか動きはない。

次に資金運用の面から貸出についてみると、次の通りである。

表 4. 本支店貸付残高・当座貸越高の推移

	25年上半期	25年下半期	26年上半期
貸付残高	円	円	円
本店	152,777	200,579	183,831
(口数)	(152)	(294)	(177)
内滞貸	54,357	47,577	89,680
(口数)	(75)	(74)	(146)
大阪支店	16,606	15,789	21,961
(口数)	(12)	(17)	(24)
内滞貸	2,533	2,533	14,919
(口数)	(2)	(2)	(17)
洲本支店	7,492	6,895	3,882
(口数)	(27)	(20)	(-)
内滞貸	2,706	2,664	2,664
(口数)	(7)	(7)	(-)
当座預金貸越	29,749	33,221	18,548
本店	(12)	(21)	(20)
(口数)	10,136	7,220	12,474
大阪支店	(5)	(7)	(6)
(口数)	866	1,649	-
洲本支店	(1)	(2)	(-)
(口数)			

(注) 第1回～3回考課状による。

各考課状の注書によると、

25年上半期の貸付中、105,692円は元久次米銀行より引受け分、その抵当品は地所・家屋・信用貸し等。11,588円は阿波銀行開業以来の貸付で、抵当品は、諸公債証書・株券・地所・当銀行割払債券（持込金）・穀物・緞（しじら）織等。

また、当座貸越中、33,929円は元久次米銀行の引受け残額。6,822円は阿波銀行開業以来の貸越、根抵当品は、公債証書・鉄道株券・当銀行割払債券・定期預金証書等²¹⁾。

25下半期の貸付中、117,926円は元久次米銀行より引受け分で、抵当品は地所・建物・信用貸し等。52,562円は、阿波銀行開業以来の貸付で、抵当品は、諸公債証書・株券・地所・穀物・緞織等及び公借金。

当座貸越中、13,909円は元久次米銀行の引受け残額。28,181円は阿波銀行開業以来の貸

越，根抵当品は，諸公債証書・鉄道株券・当銀行割払債券・定期預金証書等²²⁾。

26上半期の貸付金（滞貸しは除く）の抵当品は，諸公債証書・株券・地所・建物・穀物・絨織等。本支店現貸越高の根抵当品は，諸公債証書・鉄道株券・当銀行割払債券・定期預金証書等である²³⁾。

明治25年7月10日の株主定式総会では，25年上半期の営業結果を報告しているが，次の趣旨の決議をしている。「本行定款第四十六条ニ依レハ，前半季間損益決算ハ其半季間総利益金ノ内ヨリ諸経費一切ヲ引去リタル残額則チ純益金ハ，総テ之ヲ積立金トナス云々トアリ，該条ノ精神ハ全ク阿波銀行開業後ニ於テ得タル処ノ総利益金ノ内ニテ諸経費ヲ引去リタル残金ヲ純益トナスヘキモノニシテ，元久次米銀行ヨリ引受ケタル損失金等ノ意味ヲ含有セザルモノトス」というもので，旧久次米銀行の整理に係わる事項が含まれている²⁴⁾。

この半期の本支店営業景況についてみると，全般的な経済動向は多少活発な様子も見えてきたが，依然として金融緩慢な状況は低金利で低迷している。しかし，阿波銀行は漸く一般の信用も増加し，本店は25年度の阿波国産藍の商況が6月頃より非常に活発となり，近来にその比を見ない程の盛況で，そのため多少金融も繁忙を呈し自然と金利の上昇を見たが，7月23日に台風が襲来し，崖崩れ，津波，洪水等未曾有の大被害が生じたため，全般的に景況が沈静に向かい，予想外の結果へと進んでしまったようである。ただ大阪支店の場合には，手形割引・貸付や為替送金等が主たる業務であるが，本店からの転送の金額が多少減少したことと，関西地方の金融状況が緩慢で常に日銀の金利低安の影響により，やはり同様に予定の水準までの結果を得られなかったとしている。洲本支店は兵庫県の支金庫事務と印紙代理売捌事務を主たる業務とし，併せて送金・為替金等の業務を取り扱っているので，特に変化はないがもともと規模の小さな支店なので利益は僅少であった²⁵⁾。

さらに26年の上半期には，4月9日の臨時株主総会で大阪支店の位置を変更するとともに，淡路島の洲本支店を廃止した。そうして，6月18日に開会した株主臨時総会では，次の諸件を決議している²⁶⁾。

- 一、当銀行従来ノ組織ヲ合名会社組織ニ変更ノ事
- 一、当銀行旧定款中持込金ヲ当銀行債務ト為ス事
- 一、当銀行新組織ニヨリ業務担当社員ヲ選挙セシニ坂東俊吉星合長蔵富永林重郎三木与吉郎美馬儀一郎西野平吉西野謙四郎久次米定助坂東安一当選就任シ更ニ互選ヲ以坂東俊吉ヲ頭取ニ上任セリ
- 一、当銀行契約書第十七条ノ外印紙類元売捌ヲ兼営シ得ル事

なお、この決議による組織変更の件は、6月21日付けで徳島県知事に願い出て、27日付けの徳島県指令甲市第三八一号で以て承認された。

この年（明治26年）は、7月1日から商法が実施されたので、阿波銀行は継続営業を大蔵大臣に届け出ている。なお、従来から続けてきた金庫事務代理については、本店での徳島本金庫所属桑川日和佐両支金庫、洲本支店での神戸本金庫所属洲本市村両支金庫代理事務を26年3月の約定満期に際して、銀行側の都合で代理事務辞退の意を日本銀行へ稟議の上、3月31日限り解約している。洲本支店は4月に廃止するので当然であるとして、全て止める理由は判然としない。ともかく洲本支店は4月24日に閉鎖しており、商法実施に先立ち、銀行組織の合名会社への変更に伴い、6月28日から行名を「合名会社阿波銀行」名義で以て営業上諸般の業務を実行している、

第3回の考課状により、本支店の景況をみってみると、相変わらず金融緩慢で低金利状態が続き、大阪市場では日歩最低5厘を記録し、その反動で諸公債証書・株券等は逆に市価暴騰する有様であった。本店は一般世間への信用の増加にともない荷為替・貸付金・送金取扱い等の業務も増えつつあったが未だ予想通りには行っていない。大阪支店は手形割引を中心に為替の取扱いをしているが、本店から送られる運転資金が今期は減額し、手形割引も低利子では利益が僅かしか入らないにもかかわらず、支店移転費用等の経常費外の出費となったが、幸い公債証書買い入れによる利益により、全体としては多少利益が計上できている。なお、洲本支店の閉鎖により多少損失を生じている²⁷⁾。

営業開始して僅か1年半程の動きであって、銀行業務の善し悪しを見ることはできないが、久次米銀行の残務整理をしながらの並行的な営業としては順調に進んでいると考えられる。

3.2 阿波銀行から阿波商業銀行へ

——旧久次米銀行の整理と阿波銀行の役割——

合名会社阿波銀行として出発することは、商法制定にともなう選択を迫られた結果ではあったが、株主全員が残らざるを得ない阿波銀行としては、全員が無限責任社員となるこの道を選んだのも納得できることである。

合名会社阿波銀行発足にあたって作成された「合名会社阿波契約書」は、定款に準ずるものであるが、その一部を示すと、「第一條 當銀行ハ明治二十五年二月九日設立シタル旧阿波銀行株主全体ニ於テ、同銀行ノ権利義務ヲ繼承シ、本契約書第八條ニ記載シタル社

員ノ資本ヲ以テ商法ノ規定ニ従ヒ、合名會社ヲ組織スルモノトス」 「第二條 當銀行ノ存立時期ハ本契約書認可ノ日ヨリ滿三ケ年トス」 「第三條 當銀行ハ明治二十三年法律第七拾貳号銀行條例ニ準拠シ銀行ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス」 (以下略) としており、つまりこれによって同行の営業満期は3年後の明治29年6月27日となったわけである²⁸⁾。

なお、役員の変動については、26年1月8日の株主定式総会において、重役及び監査役の改選を行い全員が再選され、その後の互選により頭取には坂東俊吉が2代目頭取に選任された。さらに、組織変更にもなう役員の変動は既述の通りである²⁹⁾。

阿波銀行が引き受けた久次米銀行の残債45%の返済は、150,123円を割払借入金として毎年返済するもので、金額は初年度に48,862円、2年目に43,327円、3年目は29,388円、4年目に残り28,546円を返済しており、この時は28年12月25日の予定を繰り上げて、12月7日に返済を完了している³⁰⁾。

結局、ほぼ久次米銀行の関西部としての整理を営業期間の満了日(明治29年6月27日)までに終え、28日には解散して清算手続きに入っている。こうして合名会社阿波銀行は預貸金の大部分を1週間前の6月21日に開業した阿波商業銀行へ移し替え、その役割を終えたのである。

4. むすびにかえて

旧久次米銀行東西分離の際、関東部は銀行よりも久次米家を信頼する者が多く、久次米家一族を中心とした合本久次米銀行を再生継続させた。一方、関西部は久次米家よりも銀行に信頼を寄せ、徳島を本拠とする合名阿波銀行を発足させ、伝統的な阿波藍商の有志による、言わば集団指導体制を組んで債務整理に全力をあげ、旧久次米銀行の残り営業期間の8年を阿波銀行の営業期間としながらも、それを4年でクリアし、阿波商業銀行への移行を可能にした。

久次米家が長年にわたって築き上げてきた藍商・材木商としての経営力に強い信頼性を求めて、合本久次米銀行を支えた関東部の人達は、ある意味では近代化への経済社会の変化を明確に読み取ることができなかつたのであろうか。

明治20年代の日本は、近代国家として、個人の資質や一族の同族的な協力体制よりも、法的な整備による客観的な経営能力に基づく管理体制に主流を変えつつあったと見るべきであろう。久次米家一族の積年の努力が生み出した価値は極めて大きいですが、合本久次米銀行再出発時の日本経済は、最初の資本主義恐慌の洗礼を受けた後であり、急速に近代化へ

の傾斜が進んでいたとみるべきであろう。商法を始めとする近代法の整備や国立銀行の営業満期に基づく普通銀行への移行期にあたって、それまでの私立銀行にとっては環境条件が好転した筈ではあったが、同時に新しい競争場裡に投げ込まれたと理解すべきであった。久次米銀行にはそれが欠如していたのではないであろうか。藍業に対する過信と、材木相場の見込み違いはいずれも再度の倒産の引きがねとはなったが、久次米銀行引いては久次米家衰退の本質とみるべきではないであろう。

徳島へ本拠を移し、初心に戻って藍業を中心に地方金融機関としての阿波銀行を支えた関西部は、債務の解消に努めながら規模を縮小した徳島の銀行という地方銀行の役割に徹底することでその活路を見いだしたのではないか。その後の阿波商業銀行、さらに改名後の現・阿波銀行のそれぞれ堅実な歩みと発展、さらにその成長ぶりを見ると、この初期阿波銀行の4年間の苦闘がその役割を十分に果していると言えるのではないか。

注

- 1) 明治9年の改正国立銀行条例によって153行誕生した国立銀行は、20年代末までに営業満期を迎える各行が普通銀行へ転換するか、営業を止めて廃止するかの選択を迫られていた。しかし、その一方では国立銀行・私立銀行という二つの道が一本化され、銀行設立が容易になったことから、全国的に銀行設立ブームが生じていた。
- 2) 前記の銀行とともに創業の脚光を浴びたのは紡績業と鉄道業である。紡績業は工場動力の蒸気力化が始まり生産性が向上したが、同時に低賃金の年少婦女子労働力による製品のコストダウンもあり、新しい参入者が増えていた。特に此のブームの火付け役でもあった鉄道業は投資ブームを呼び、遂には実体の無い鉄道会社株にプレミアムが付き、経済恐慌へと突き進んだ。
- 3) 久次米銀行の経営分析については、高嶋雅明の優れた先駆的論文がある。「久次米銀行の分析」(地方金融史研究会編『地方金融史論』1974年刊)。近年では、伊丹正博「製藍業と地方銀行——久次米銀行の創業と発展——」(四国大学経営情報研究所年報・第1号(創刊号) 1995.12刊)、同著「明治中期における一大私立銀行の破綻——久次米銀行の場合——」(四国大学経営情報研究所年報・第2号, 1996.12刊)がある。
- 4) 前掲高嶋・伊丹の各論文参照。
- 5) 前掲拙稿「製藍業と地方銀行——久次米銀行の創業と発展——」, 「明治中期における一大私立銀行の破綻——久次米銀行の場合——」に続くのが本稿であり、3本で久次米

銀行の分析とともに、阿波商業銀行創業の前史となる。また、密接に関連したものとして、拙稿「明治期の地方銀行と貯蓄業務——徳島銀行の場合——」（『四国大学紀要・人文社会科学編』第6号，1996.11刊）がある。

6) 板東武良氏所蔵『明治貳拾四壬辰歳・調査書・銀行部・龍集三月之吉』（野紙30枚に筆書きされた右綴りの冊子）。本文は片仮名と平仮名が一部混在している為、片仮名への統一と、明らかな誤字の訂正、及び読みやすくするため適宜句読点を付した。

7) 仮契約書は「久次米銀行分離仮契約書」と題するもので、史料の出所は『久次米銀行紛擾始末』（新聞スクラップの謄写印刷本・昭和24年阿波商業銀行刊）によるため一部に疑問の点もあるが、参考迄に主要部分のみ次に掲げて置く。

「久次米銀行本支店は負債償却整理のため一時休業致し居候処、今般関東関西（即ち徳島本店・大阪支店・淡路洲本支店と、東京支店・郡山支店）との分離維持法を計画致し候に付き各部に於て示談の上、関西株主全体の全権を有する三木六三郎、板東安一と関東部の主たる株主久次米兵次郎代田村英二並びに関東株主総代永平寺代宏虎童、同株主総代森田忠兵衛、太田徳三郎、山本金蔵、林謙吉郎、茂木久之、渡辺米三郎との間に仮契約をなす事左の如し。

一、久次米銀行本支店の資産及び負債を関東関西の両部に区分し各部の株主は各其の部に属する資産及び負債の全体を引受け将来相互に独立の経済を営み関東は従来の久次米銀行を継続し其の名称を襲用し関西は之より分離したるものとし、適宜他の名称を用うべき事。

一、本書の如く分離仮契約をなす以上は、関東関西各部株主は各其の部の負債に対する債権者をして各其の所属部の株主のみに対し其の権利を執行すべく他部株主に対しては其の権利を執行せざる旨の承諾書を各自に差出さしむるため談判尽力するの責務を負担し其の差出したる認諾証は之を一括し本契約交換と同時に各部の株主間に交換し置くべきこと。

一、関西部所属の債権者一同に対しては本店株主整理委員に於て尽力の上己に債務支払の方法相立て債権者の承諾を経たりと雖も関東部債権者一同に対しては負債償却方法未定に付き此の仮契約をなす以上は関東部を負担する株主一同及び其の主たる整理委員等は其の所属負担の負債償却方法を債権者と協議し其の承諾を得、本契約取替せまで債権者をして激昂せしむるが如き処業無之様債権者を満足せしむるの義務を負担する事。

明治24年9月16日

- 8) 東西分離という再建案については、徳島本店の債権者と東京支店の債権者の間で微妙な意識のずれがあったようである。たとえば、営業再開に先立って小口預金者への払出しを行うことにして、徳島本店は9月1日から同一預金者1名につき100円以下の支払いを開始したが、東京支店の債権者はこれに合意していなかったため同時には実施できなかった。9月14日になって、東京支店は300円未満の預金を全額支払うことを債権者に通知している。そこで、小口預金の上限を100円で合意した徳島本店の債権者は東京との不均衡に激怒しており、9月26日になって「300円以下の債務は10月30日（後に31日に変更）に支払い、300円以上の債務金は同日迄に5分5厘を支払い、残金4分5厘は4年賦支払い」案を提示して債権者の了承を得ている。この背景としては、徳島では銀行そのものに対する信頼があり、その理由としては地元の藍商人が多数参加しているということにあったが、東京の場合は銀行よりも久次米家という個人の資力と経営能力に信頼を置くという旧来の風潮が依然として根強かったと思われる。これはその後の再建過程において、関西部は銀行そのものとバックの藍商グループに託して銀行経営を進めたのに対して、関東部は全てを久次米家に任せたことに現れている。
- 9) 「阿波銀行」の行名は、明治24年10月12日に開かれた関西部株主協議会で承認された仮定款によるもので、久次米銀行の営業期限のうちすでに12年を経過しているので、阿波銀行の営業期限は認可の日より向こう8カ年としている。
- 10) この定款で定められた資本金の107,000円という半端な金額は、関西部株主所有の株式が1,070株で1株100円であったことから出てきたものであり、持込金（維持金）出金については、これを1枚100円の「行債」とすること、若し営業満期になって解散するときは、第一に行債を償却し、次いで株式の償却を行うとされている。維持金（申込金）出金による55%の支払いについては、旧株主や整理委員の間でいろいろとトラブルもあったが、最終的には金穴株主（資産のある有力株主）17名の協力により、321,654円の出金額で妥結している。尚、最終的には343,269円と目標とした35万円の約98%に達したので、一応初期の目的をクリアしたことになる。
- 11) 「阿波銀行設立趣意書」は「阿波銀行定款」の最初のページに掲げられている。
（三木與吉郎家所蔵史料・阿波銀行年史編纂室複写史料）による。
- 12) 「阿波銀行定款」（前掲・三木家史料）による。
- 13) 持込金（維持金）については、注10)を参照。

14) 本文及び注10) に見るように、久次米銀行の負債の55%を支払うことはかなり難しいことであり、維持金として集め、「行債」として取り扱うことで出金する株主の了承を得るために整理委員は多大の苦勞をしている。しかもこれが処理されないと関東部の株主は東西分離に応じないと主張していたのであるから、すでに分離を進め、新・阿波銀行の設立に踏み込んでいた関西部の株主はどうしても解決しなければならなかったのである。それだけにこの金額の3分の1近くを負担して出金した美馬儀一郎の功績は大きい。新銀行の行名を美馬銀行とすべきであるという説が流れたのも頷けることであり、また、それを排して阿波銀行としたところに、この銀行経営に携わる人達の真意が現れている。つまり旧久次米銀行の失敗を繰り返すまいとし、個人のためではなく地域の発展に寄与するのが銀行の金融機関としての役割と明確に理解していたからである。

15) 前掲『調査書』（明治24年3月）の「本支店資産負債表」及び阿波銀行『明治廿五年上半季・第壹回半季實際報告』その他による。

なお、同『實際報告』では「割払借用金」について、これは元久次米銀行の諸負債を当阿波銀行へ引受け借用金に轉換したもので、その償却方法は各貸主との契約に基づいて、25年2月から28年12月までの4ケ年間に8回に分けて、毎年6月30日と12月25日に支払う方法と、25年2月から29年12月までの5ケ年間に10回に分けて支払う（毎年の支払日は前者と同じ）割賦払い方式で無利息とすると記している。

16) 前掲『第壹回半季實際報告』。

17) 前掲書。なお、定款第12条は、「當銀行ハ何人ト雖有擔保ノ外貸付金ヲナサ、ルモノトス。但諸官衙ヨリノ公借ハ此限りニアラス」となっている。

18) 前掲書。

19) 阿波銀行『明治廿六年上半季・第三回半季實際報告』。

20) 前掲書。

21) 前掲『第壹回半季實際報告』。

22) 前掲『第貳回半季實際報告』。

23) 前掲『第三回半季實際報告』。

24) 前掲『第壹回半季實際報告』。なお、定款第46条では、「當銀行ノ決算ハ六月十二月ノ二期トシ一月七月ニ於テ其前期間ノ損益ヲ精算シ諸經費ヲ引去リ純益金ハ総テ積立金トシ持込金利子株式配當ハ久次米銀行関西西部ニシテ分離以前ニ係ル債務完済セサル内ハ之ヲ付セサルモノトス」となっている。

- 25) 前掲『第貳回半季實際報告』。
- 26) 前掲『第三回半季實際報告』。
- 27) 前掲書。
- 28) 前掲書および前掲『阿波銀行百年史』資料編。
- 29) 前掲『第三回半季實際報告』。
- 30) 前掲『阿波銀行百年史』資料編。

(追記) 本稿を草するにあたって使用した(合名)阿波銀行・(株)久次米銀行・(株)阿波商業銀行関係史資料の多くは、阿波銀行年史編纂室を通じて閲覧できたものでありご好意に深く感謝申し上げたい。但し、経営分析その他内容については全て筆者の考察に基づくものでその責めに応ずるものである。